

## 資金の貸付けに関する確認について

平成24年2月9日  
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構は、下記のとおり、対象事業者である株式会社ヤマニシについて、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）第35条第1項に規定する確認を行いました。

1. 確認を行った日  
平成24年2月9日
2. 確認を受けた金融機関等の名称  
株式会社七十七銀行
3. 確認に係る貸付けを行う日  
平成24年2月9日以降買取等決定日まで随時
4. 確認に係る貸付金の元本額  
金41億円（上限額）

以上

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（資金の貸付けに関する機構の確認）

第三十五条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定等の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求められることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十六条第一項第二号に掲げる同意をした関係金融機関等（以下「機構等」という。）が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること（当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。）。

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

○ 金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件（平成21年内閣府・総務省・財務省・経済産業省告示第一号）

1 株式会社企業再生支援機構法第三十五条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

一 当該貸付けの目的が、対象事業者に対して、買取決定等が行われると見込まれる日までの間における当該事業者の資金繰りのために合理的に必要となる資金を貸し付けるためであること。

二 当該貸付けの償還期限が、対象事業者に対する買取決定等が行われると見込まれる日より後であること。

2 前項に規定する「対象事業者」又は「買取決定等」とは、それぞれ株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項又は第三十一条第一項に規定する対象事業者又は買取決定等をいう。

以上